

新潟県特別栽培農産物認証要領

(目的)

第1 この要領は、新潟県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）の第24の規定に基づき、認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(認証対象農産物栽培面積)

第2 要綱第3の(1)で規定する、認証対象農産物の栽培面積基準は、水稻、大豆は1区画おおむね10アール、それ以外は1区画おおむね5アールとする。

(認証基準)

第3 要綱第4の(1)に規定する栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、次の業務を行わなければならない。

- (1) 栽培責任者は、ほ場における栽培管理又はその指導を行う。
- (2) 確認責任者は、栽培管理状況、栽培管理に係る記録内容、出荷状況等を随時調査・立会・確認するとともに、栽培責任者の指導を行う。
- (3) 精米責任者は、とう精施設において原料である玄米をとう精する。
- (4) 精米確認者は、とう精の状況、とう精に係る記録内容等を調査・確認し、必要に応じて精米責任者の指導を行う。

2 要綱第4の(3)アに規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品又は食品残さのみに由来する原料（水産加工業に由来するものを除く。以下「食品由来原料」という。）で生産された肥料又は当該肥料に植物質の原料を混合したものであること。
- (2) 食品由来原料であることが追跡できること。
- (3) カドミウム含有量が現物窒素全量の含有率1%につき0.00008%以下のものであること。
- (4) 地域振興局農林振興部、地域振興局農業振興部又は地域振興局農林水産振興部（以下「地域振興局農林振興部等」という。）が、肥料製造施設の現地確認及び書類の審査により(1)から(3)の基準を満たすことを確認できること。

(県委員会の運営)

第4 要綱第5第1項に規定する県委員会は、学識経験者、消費者、流通関係者、市場関係者、農業団体職員のうちから知事が選任した者をもって構成するものとする。

- 2 県委員会は、認証基準及び制度内容の検討のほか要綱第6第1項で規定する地域委員会の運営について指導及び助言を行うものとし、必要と認めるときは現地調査等を行うものとする。
- 3 県委員会には、委員長を置くものとし、委員長は県委員会を代表し、その会務を総括するものとする。
- 4 県委員会の委員長は、委員の互選により定めるものとする。
- 5 県委員会の事務局は、県農林水産部農産園芸課（以下「農産園芸課」という。）に置くものとする。
- 6 県委員会に関する規約は、別に定めるものとする。

(地域委員会の運営)

- 第5 地域委員会は、地域振興局農林振興部等の管内市町村を対象に、認証申請内容の検討、認証申請に係る現地調査等の業務を行うものとする。
- 2 地域委員会は、消費者、流通関係者、市場関係者、農業団体職員、市町村職員のうちから地域振興局農林振興部長、地域振興局農業振興部長または地域振興局農林水産振興部長（以下「地域振興局農林振興部長等」という。）が選任した者をもって構成するものとする。
 - 3 地域委員会には、委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により定めるものとする。
 - 4 委員長は、地域委員会を代表し、その会務を総括するものとする。
 - 5 要綱第6の2に規定する現地調査チームの構成員については、地域委員会で協議し、委員長が地域委員及び現地確認に識見を有するものの中から指名するものとする。
 - 6 地域委員会の事務局は、地域振興局農林振興部等に置くものとする。
 - 7 地域委員会に関する規約は、別に定めるものとする。

(認証の申請)

- 第6 要綱第7第1項の規定により、申請することのできるものは、次のとおりとする。
- (1) 農業者及び農業生産法人
 - (2) 農業者が組織する団体
 - (3) 農地法第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法第18条に基づき農地を賃借等している農業生産法人以外の法人
 - (4) 農業に関する課程を置く高等学校等
 - (5) 精米の認証については、県内に精米施設を所有するもの
- 2 申請書の様式は別記様式第1号とし、栽培管理計画、出荷計画、ほ場位置図等の関係書類を添付しなければならない。
- なお、食品汚泥肥料の使用を計画する場合は、当該肥料の原料が確認できる書類及び分析機関等が発行した食品汚泥肥料の分析証明書の写しを添付すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、要綱第7第1項に規定する精米申請者が申請する場合、及び今年度精米認証を受けた認証者が新たな認証玄米の購入による追加申請をする場合は、別記様式第2号によるものとし、認証玄米購入計画、とう精計画等の関係書類を添付しなければならない。
- 4 別記様式第1号による申請書は、要綱第7第1項に規定する所管市町村を管轄する地域振興局農林振興部長等に提出するものとし、提出期限は次のとおりとする（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）。
- ただし、申請内容の円滑な審査のため必要であると地域振興局農林振興部長等が判断した場合は、地域振興局農林振興部長等が別に定めるところによる。
- また、農業者が組織する団体のうち構成農家が2以上の市町村に住所地を有するときは、それぞれの所管市町村ごとに申請内容を取りまとめ、それぞれの所管市町村長を経由して申請しなければならない。また、この場合、他の市町村長への申請書の写しを併せて提出しなければならない。

- (1) 第1回受付（栽培開始4月から8月までのもの）

所管市町村長への提出期限	2月1日
地域振興局農林振興部長等への提出期限	2月15日
- (2) 第2回受付（栽培開始9月から翌年3月までのもの）

所管市町村長への提出期限	7月1日
地域振興局農林振興部長等への提出期限	7月15日
- 5 別記様式第2号による申請は、8月15日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに、認証玄米をとう精する精米施設の所在地を管轄する地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。

ただし、精米申請の新規取組者による申請は、上記申請期限に加え11月1日から30日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）の提出を認めるものとする。

なお、認証玄米の追加購入に伴う追加申請は、認証した年の翌年の6月末日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに、必要に応じて提出できるものとする。
- 6 5による申請を受理した地域振興局農林振興部長等は、認証玄米の購入先に他の地域振興局農林振興部等管内のものが含まれている場合、申請書の写しを該当地域振興局農林振興部等へ送付するものとする。
- 7 要綱第7第2項に規定する意見については、別記様式第1号の2により取りまとめ、所管する地域振興局農林振興部長等へ提出するものとする。

（地域認証委員会の開催）

- 第7 要綱第8に規定する地域委員会からの意見聴取は、地域振興局農林振興部長等が行うものとし、原則的に3月及び8月の年2回開催するものとするが、委員長が必要と認めるときは、随時開催することができるものとする。
- 2 地域委員会での検討は、次の内容等に留意して行うものとする。
 - (1) 栽培管理計画等が要綱第4の認証基準に適合しており、かつ「特別栽培農産物の表示に係るガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく生産及び出荷管理等が行われていること。
 - (2) 的確な資質を有する栽培責任者及び確認責任者（精米を対象とする場合にあっては、精米責任者、精米確認者を含む）が設置されており、責任の所在が明確であること。
 - (3) 栽培管理計画等を確認責任者が確認済みであること。
 - (4) 栽培管理計画等が妥当でありかつ確実に実現可能なものであること。

（生産の登録）

- 第8 要綱第9第1項に規定する生産登録は、地域振興局農林振興部長等が行うものとし、農産物名、作型、申請者名が同一のものを1件として、地域単位、年度ごとに番号を付して登録するものとする。
- 2 前項の生産登録を行った場合は、別記様式第4号により通知するとともに、生産登録結果を農産園芸課長へ報告し、併せて地域委員会へも報告するものとする。
 - 3 地域振興局農林振興部長等は、認証基準に適合しないと認める場合は、要綱第9第2項に規定する通知を、別記様式第5号により申請者に行うとともに、この結果を併せて農産園芸課長へ報告するものとする。
 - 4 農産園芸課長は、生産登録の結果を県委員会に報告するものとする。

(登録生産者等の責務)

第9 要綱第10第1項で規定する登録生産者は、生産登録の通知を受領後直ちに別記1に定める看板を作成し、生産登録に係るほ場に設置しなければならない。

なお、ほ場が隣接している場合で、かつ栽培ほ場範囲を示した位置図を表示した場合は、看板を一括して設置し、ほ場ごとの設置を省略することができるものとする。

2 登録生産者は、申請計画に沿って栽培管理を行うとともに、要綱及び要領並びにガイドラインを遵守し、善良なる生産管理に努めなければならない。

やむを得ず登録生産者等を変更した場合は、別記様式第3号により栽培管理状況報告時まで地域振興局農林振興部長等の承認を得なければならない。地域振興局農林振興部長等はその適否を判断し、別記様式第3号の2又は3により申請者及び市町村長へ通知するものとする。

3 登録生産者は、栽培管理状況を随時記録しなければならない。

4 栽培責任者は、登録生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導をしなければならない。なお、登録生産者は栽培責任者を兼ねることが出来る。

5 確認責任者は、栽培期間中1回以上ほ場に赴き、適時、栽培管理計画、栽培管理記録、栽培管理実績、出荷計画、出荷実績、表示計画、認証マーク使用結果等を確認・調査し、適正に行われていると判断した場合には、関係書類に確認の年月日、確認責任者の氏名を付記する。

6 確認責任者は表示票の作成、認証マークの管理・貼付等について、栽培責任者、登録生産者、及び認証者を指導しなければならない。

7 精米責任者は、精米認証を受けた認証者及び自ら精米を行う認証者（以下、「精米にかかる認証者」という）を指導しなければならない。なお、精米にかかる認証者は精米責任者をかねることが出来る。

8 精米確認者は、必要な指導が可能な一定の知見を有するもので、原則として精米にかかる認証者及び精米責任者と利害関係を有しない第三者とする。

9 精米確認者は、随時、とう精計画、とう精実績、出荷計画、出荷実績、表示計画、認証マーク使用結果等を確認・調査し、適正に行われていると判断した場合には、関係書類に確認の年月日、精米確認者の氏名を付記する。

10 精米確認者は、表示票の作成、認証マークの管理・貼付等について精米責任者を指導しなければならない。

(現地調査)

第10 要綱第11に規定する現地調査は、現地調査チームが所管市町村及び関係農業協同組合の協力を得ながら、栽培期間中随時行うものとする。

2 現地調査は、次の内容に留意して行うものとする。

(1) ほ場に第9第1項による看板が設置され、かつ慣行栽培と明確に区分されており、農薬散布等の周辺の影響を受けないほ場であること。

(2) 栽培管理等が、申請計画及びガイドラインに即したものであること。

(3) 確認責任者の確認が、適正に実行されていること。

(4) 自ら精米を行う登録生産者については、精米施設も調査し、認証米とその他の米が分別可能であること等が確認できること。

3 現地調査に当たっては、登録生産者、栽培責任者及び確認責任者が、加えて自ら精米を行う登録生産者については精米確認者が、調査に立ち会うものとし、現地調査者のほ場及び生産施設等への立ち入りを認め、また現地調査者の求めがあったときは、栽培管理記録等の必要な書類の提示及び説明をしなければならない。

また、現地調査者が必要があると認めるときは、構成農家の立ち会いを求めることができる。

(生産登録内容削除の届出)

第11 要綱第13第1項に規定する届出は、別記様式第6号により、地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。

2 要綱第13第2項に規定する通知は、地域振興局農林振興部長等が別記様式第7号により行うものとし、併せて生産登録内容削除結果を別記様式第8号により農産園芸課長に報告するものとし、さらに地域委員会へも報告するものとする。

3 前項の報告を受けた農産園芸課長は、県委員会に報告するものとする。

(栽培管理状況の報告)

第12 要綱第14に規定する栽培管理状況報告は、認証に係る農産物の収穫3週間前までに、別記様式第9号により、栽培管理記録等の関係書類を添付し、地域振興局農林振興部長等へ提出しなければならない。

また、提出後であっても、化学合成資材を使用した場合は、その都度地域振興局農林振興部長等へ栽培管理記録を提出しなければならない。

2 地域振興局農林振興部長等は、栽培管理状況等が報告されないときは、要綱第14第3項に規定する通知を、別記様式第10号の2及び3により、登録生産者及び市町村長に通知するものとする。

3 地域振興局農林振興部長等は、前項の通知について農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長は、県委員会に報告するものとする。

(認証の決定)

第13 地域振興局農林振興部長等は、現地調査結果及び栽培管理状況報告等の妥当性を審査し、精米申請者からの申請にあっては、精米を行う現地において、とう精設備の確認や帳簿の管理状況等の聞き取りを行い、制度を理解していることを確認し、認証玄米購入計画及びとう精計画の妥当性を審査し、認証の適否を判断し、その結果を別記様式第10号により、登録生産者に認証農産物の収穫前までに通知するものとし、併せて地域委員会へも報告するものとする。

ただし、精米申請者への通知は、別記様式第11号により行うものとする。

また、認証を行うときは、生産登録単位又は精米申請単位ごとに、認証番号を付して行うものとする。

2 地域振興局農林振興部長等は、認証基準に適合しないと認める場合は、要綱第15第2項に規定する通知を、別記様式第10号の2及び3により、登録生産者及び市町村長に通知するものとする。

また、精米申請者へは別記様式第11号の2及び3により、通知するものとする。

- 3 地域振興局農林振興部長等は、他の地域振興局農林振興部等から精米申請書の写しの送付があった場合は、生産物の認証決定通知の写しを該当地域振興局農林振興部等へ送付するとともに、他の地域振興局農林振興部等管内から認証玄米を購入する場合は、該当玄米の認証決定が行われたことを確認してから通知を行うものとする。
- 4 地域振興局農林振興部長等は、認証結果について農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長は、認証結果について県委員会に報告するものとする。

(認証後の変更)

第13の2 認証者は、やむを得ず栽培計画、とう精計画または登録生産者等を変更したときは、速やかに別記様式第19号により地域振興局農林振興部長等の承認を得なければならない。

地域振興局農林振興部長等はその適否を判断し、別記様式第19号の2または3により申請者及び市町村長へ通知するものとする。

(表示票)

第14 要綱第16第2項に規定する表示票は、別記2のとおりとし、袋、ダンボール箱等(以下「容器包装資材」という。)へ貼付等しなければならない。

- 2 また、ダンボール箱等で出荷され、店頭で個別に販売されるものについては、表示票を添付しなければならないものとする。
- 3 表示票の作成、貼付、添付等に係る経費は、作成者の負担とする。

(認証マークの表示)

第15 要綱第16第2項に規定する認証マークは別記3のとおりとし、認証マークの規格及び表示方法は別記4によるものとする。

- 2 認証マークは、認証農産物または容器包装資材に貼付しなければならない。

(認証マークの管理)

第16 認証者は、別記様式第12号により、指定する印刷業者(株式会社第一印刷所)に認証通知の写しを添付して、要綱第15第1項に規定する認証マークの作成を申し込まなければならない。

- 2 認証マークの大きさ及び枚数を変更する場合は、別記様式第12号の2により、地域振興局農林振興部長等へ申請し、承認を得なければならない。

地域振興局農林振興部長等はその適否を判断し、適正と認められる場合は別記様式第12号の3及び別記様式第12号の4により申請者及び市町村長へ通知し、別記様式第12号の5により農産園芸課長に報告するものとする。

- 3 認証マークの作成に係る経費は、作成者の負担とする。
- 4 認証者は認証マークの使用簿を作成し、実績報告時及び次年申請時に、正確な枚数が確認できるようにしなければならない。

- 5 実績報告後、次年申請を予定している場合は、未使用の認証マークを自らが保管し、次年時に使用できるものとする。
なお、次年申請を行わない場合においては、自己の責任において当該マークを破棄するものとする。

(認証後の立入調査)

- 第17 要綱第17第1項及び第2項に規定する立入調査は、地域振興局農林振興部長等が地域委員会の協力を得ながら行うものとする。
- 2 第1項の立入調査に当たっては、精米責任者及び精米確認者は調査に立ち会うとともに、調査者に協力しなければならない。
- 3 地域振興局農林振興部長等は、必要に応じて無通告かつ不定期の立入調査を行う。

(認証の取消し)

- 第18 地域振興局農林振興部長等は、要綱第18第2項に規定する事項を確認したときは、地域委員会委員の意見を聞き、その上で認証の取消しが妥当であると判断したときは、別記様式第13号により要綱第16に規定する認証者に、認証の取消し及び認証マークの使用中止通知を行うものとする。認証者は認証マークを無償で地域振興局農林振興部長等へ提出するものとする。
ただし、精米申請者に係る認証の取消しについては、地域認証委員会委員の意見聴取は要しないものとし、精米申請者に係る通知は別記様式第14号によるものとする。
- 2 地域振興局農林振興部長等は、前項の認証取消しについて地域認証委員会及び農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長は、認証取消しについて県委員会に報告するものとする。

(実績報告)

- 第19 要綱第19に規定する実績報告は、別記様式第15号により、栽培管理記録、出荷記録等の関係書類を添付し、地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。
ただし、精米申請に係る実績報告については、別記様式第16号により行うものとする。
また、精米認証を受けた認証者及び自ら精米する認証者は、四半期毎に別記様式第18号により、中間実績報告をするものとする。
- 2 前項により実績報告を受けた地域振興局農林振興部長等は、別記様式第17号により農産園芸課長に報告するものとし、さらに地域委員会に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた農産園芸課長は、県委員会に報告するものとする。

(残留農薬の分析)

- 第20 要綱第20第1項に規定する残留農薬の検査に必要な認証農産物等の採取は、農産園芸課長の指示により地域振興局農林振興部長等が行うものとする。
- 2 前項の採取に当たっては、認証者は採取者に協力するものとし、当該農産物等を提供するものとする。
- 3 要綱第20第1項に規定する報告を受けた地域委員会は分析結果について検討し、必要と認めるときは、現地調査等を実施するものとし、調査結果及び意見を地域振興局農林振興部長等に通知するものとする。

- 4 前項の現地調査等の実施に当たっては、認証者は調査に立ち会い、調査者に協力するものとする。
- 5 第3項の報告に基づき、地域振興局農林振興部等は、地域委員会の協力を得ながら、認証者に対して栽培管理等の必要な指導を行うものとする。

(書類等の保管)

第21 認証者は、認証に係る文書及び記録等の関係書類を、認証通知のあった日から起算して3年間は保管しなければならない。

(情報の公開)

第22 要綱第21に規定する情報の公開は、新潟県個人情報保護条例及び新潟県情報公開条例に基づくものとする。

附則

- 1 この要領は平成10年8月3日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成11年6月14日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成13年1月9日から施行する。
- 2 なお、新潟県有機農産物等認証要領（平成10年8月3日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。
- 3 なお、生産登録された有機農産物（転換期間中含む）については、平成13年3月31日までに販売される見込みの農産物についてのみ認証を行う。

附則

- 1 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成15年7月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成13年4月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要領（平成15年7月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。ただし、第12の栽培管理状況報告の様式及び第15の認証マークについては、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 なお、前項の認証マークについては、改正後の要領に定める認証マークを使用することもできるものとする。

附則

- 1 この要領は平成17年4月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成16年4月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は平成18年5月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成17年4月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は平成19年2月20日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成18年5月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成19年2月20日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成20年2月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成21年2月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成23年9月9日から施行する。
- 2 なお、新潟県特別栽培農産物認証要領（平成23年2月1日施行）で生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。
- 3 改正前の要領に定める様式（第14の表示票を除く。）については、この要領の施行前に生産登録済み又は認証済みの農産物及び平成24年第1回の申請に係る農産物の実績報告まで使用することができるものとする。
- 4 改正前の要領第14に定める表示票については、既に印刷済みの容器包装資材が準備されている場合には、平成24年9月30日まで使用することができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年2月1日から施行し、平成26年第1回申請から適用する。
- 2 この要領の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証する。

附則

- 1 この要領は、平成27年2月1日から施行し、平成27年第1回申請から適用する。
- 2 この要領の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要領で継続して認証の対象とする。
- 3 改正前の要領に定める様式については、この要領の施行前に生産登録済み又は認証済みの農産物及び平成27年第1回の申請に係る農産物の実績報告まで使用することができるものとする。
- 4 改正前の要領第9に定める生産登録ほ場看板については、この要領の施行前に生産登録済み又は認証済みの農産物及び平成27年第1回の申請に係る農産物の栽培終了まで使用することができるものとする。